

# 旭が丘中学校いじめ防止基本方針

## 1. 「いじめ」の定義と「いじめ」に対する本校の基本的な考え

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うことが必要である。

上記の考えのもと、「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為であると捉え、いじめの根絶に向けて教職員が一丸となって組織的に取り組むものとする。

また、本校の全ての教職員が「いじめは、どの集団にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「旭が丘中学校いじめ防止基本方針」を策定し、指導・支援を行うものとする。

## 2. いじめ防止の基本姿勢と具体的な取り組み

いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

### ① 「いじめ未然防止の取り組み」

- ・学級、学習集団のより良い関係づくり・環境づくりに努める。
- ・行事や部活動等の様々な教育活動を通して、人との関わり方を学ぶよう努める。
- ・道徳教育を通して生徒の心を耕す読み物資料を使い全学級で指導にあたる。

### ② 「学校生活全般において早期発見・解決に努める」

- ・担任、教科担当、部活動顧問などのすべての場面で生徒の行動観察の徹底と確実な情報共有、連携を行う。
- ・定期的な教育相談アンケートの実施

### ③ 「発生時の指導支援体制」

- ・管理職を中心としたいじめ防止対策委員会を立ち上げ、被害者、加害者、傍観者、観衆への指導支援を行う。

（具体は3参照）

### ④ 「外部機関との連携」

- ・地域や保護者との密に連絡が取れる関係づくり。
- ・講演会等の依頼。
- ・相談機関の活用。

#### ⑤「教職員の指導支援体制の確立」

- ・全教職員がいじめはどの学校にも、学級にも、どの生徒、集団にも起こりうるものであるという基本認識に立って、[いじめは絶対に許されない行為である]という認識を徹底させる適切な指導支援が行えるよう周知徹底する。
- ・全教職員における研修の実施。

### 3. いじめに対する措置

#### ○いじめを発見したらすぐに

##### (1) いじめられた生徒とその保護者への指導支援

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴取を行い、事実関係を把握する。
- ・学年会議、いじめ防止対策委員会、職員会議等に事実関係を報告し、対応協議し指導にあたる。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、指導計画等を伝え、不安の除去に努める。
- ・事態の状況に応じて、別室指導やSCによるカウンセリング等の支援を行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、本人や家庭からの聞き取りを行う。
- ・生徒の個人情報等の取り扱いには十分注意して対応する。

##### (2) いじめた生徒とその保護者への指導支援

- ・いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、必要な指導を行う。
- ・事実関係を把握したら、保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう
- ・状況に応じて、出席停止制度の活用や別室指導等での指導を行う。
- ・生徒の個人情報等の取り扱いには十分注意して対応する。

##### (3) 傍観者、観衆への指導支援

- ・事実関係の確認とともに、指導支援の過程の中で加害者であるという自覚を深め、ヒトとして正しいことを主張する大切さを徹底して行う。

##### (4) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置を講じる。
- ・削除依頼等に関しては、茅ヶ崎警察・神奈川県警・法務局等と連携し被害の拡大を防ぐ。

#### (5) 重大事態への対応

- ・重大事態とは、いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合やいじめを受けた生徒が、そのため相当の期間の欠席を余儀なくされる疑いがある場合をいう。(町教育委員会のいうレベル4以上の事態)
- ・重大事態が発生した場合、①学校は町教育委員会への報告を行う。②管理職を中心として総括教諭等を加えた緊急対策チームを組織して対応にあたる。適宜、臨時職員会議を招集して報告、協議等を行う。③事実関係を明確にするための調査を実施する。④いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時、的確に情報提供を行う。⑤学校が実施した調査結果等について町教育委員会に報告する。

### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織・指導計画

#### (1) 学校内の組織

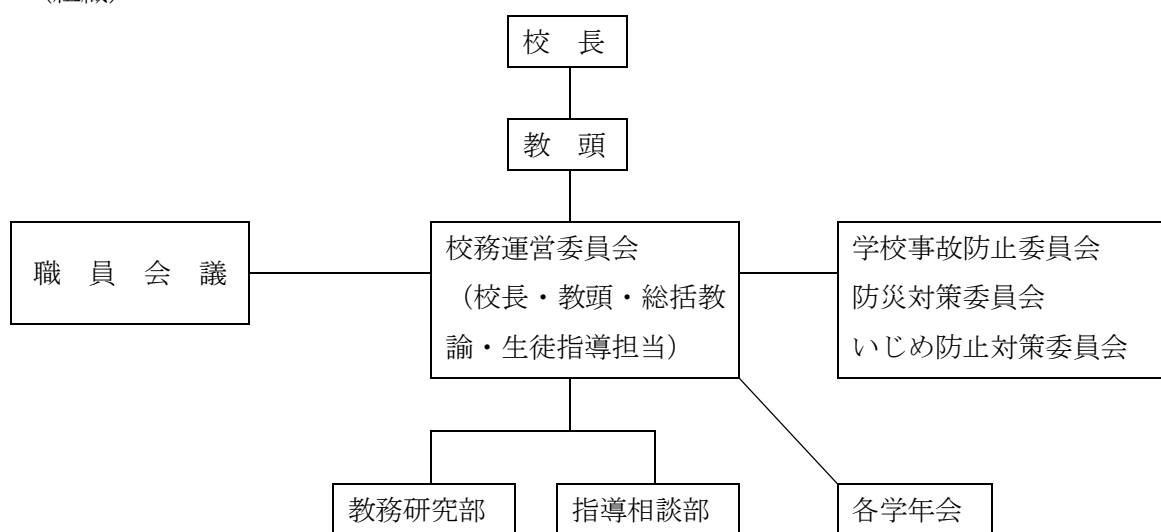
##### ①職員会議

月1回全教職員で問題傾向を有する生徒・特別に支援を要する生徒等について、現状や指導について報告し、情報の共有化を図る。特に、いじめや問題行動・様々な支援を要する生徒への支援について、全職員の共通理解が必要であり、情報交換・情報共有化を積極的に図る。

##### ②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任・学年主任、SC等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(組織)



(2) いじめ防止に関する年間計画

月	学校行事等	学級活動・道徳等	備考
4	入学式・始業式	・集団作り・集団生活のルール ・人との正しい関わり方	集団作り開始の期間
5	修学旅行・キャンプ	・集団生活 ・心のものさし ・基本的な生活習慣作り	集団宿泊行事等の準備や実施を通し、人との正しい関わり方を学ぶ期間
6	遠足・宿泊学習（7組）	・「いじめ」早期発見調査 ・情報モラル教育	教育相談アンケート①
7	終業式 保護者面談	・一学期の振り返り ・いじめ等に関する相談	
9	始業式	・振り返りを活かした目標作り	
10	体育祭		行事で社会性・協調性・主体性・指導力を育てる。
11	合唱祭 宿泊学習（7組）	・「いじめ」早期発見調査	行事で協調性・主体性・社会性を育てる。 教育相談アンケート②
12	終業式	・いじめ等に関する相談 ・二学期の振り返り	
1	始業式	・振り返りを活かした目標作り	
2		・「いじめ」早期発見調査	教育相談アンケート③
3	卒業式・終業式	・1年間の振り返り	